

し尿等処理に関する事務の委託に関する規約の協議について

藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町で構成する湘南東ブロックにおいて、各し尿処理施設の老朽化・延命化等が課題となっていることから、ブロック内の調整会議において、し尿等の広域化処理について検討を進めています。これまで、令和4年12月及び令和5年2月の厚生環境常任委員会では「し尿処理広域化方針の策定状況」を、令和6年2月の同常任委員会では「し尿処理広域化方針策定後の進捗状況」について、報告してまいりました。

今般、し尿処理広域化方針に基づきし尿処理施設を藤沢市北部環境事業所に集約するにあたり、「し尿等処理に関する事務の委託に関する規約」を定めるものです。

1 事務の委託について

新たに整備する施設については、藤沢市が茅ヶ崎市及び寒川町から、し尿等処理に関する事務を受託することになることから、地方自治法第252条の14第1項及び252条の2の2第3項の規定に基づき、し尿等処理に関する事務の委託に関する規約の協議について、議会の議決を経る必要があります。

2 し尿処理施設の概要

- (1) 供用開始年度 令和14年度（予定）
- (2) 設置場所 藤沢市北部環境事業所内
- (3) 処理方式等 令和7年度に策定する施設整備基本計画により決定

3 経費負担の考え方

基本的な経費の項目と考え方については、次のとおりです。

項目	負担方法
新施設の建設費等	2市1町での搬入量割 ※ただし、計画策定費は均等割
新施設の維持管理費	2市1町での搬入量割 ※ただし、人件費は均等割

※その他詳細については、9月（予定）の協定書の締結までに協議して定めます。

※令和7年度以降、経費負担の考え方に基づき、必要な経費を当初予算（案）として各市町議会に上程してまいります。

4 今後のスケジュール

令和6年9月	事務の委託に関する協定書の締結（経費負担の決定等）
令和7年度	施設整備基本計画の策定
令和7・8年度	事業方式等の決定
令和9年度	生活環境影響調査の実施
令和10年度～	設計・建設工事の実施
令和14年度	供用開始

5 参考

事務の委託に係る地方自治法（抜粋）は、次のとおり。

（協議会の設置）

第252条の2の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

（事務の委託）

第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。

以上

（環境部 環境総務課・北部環境事業所）